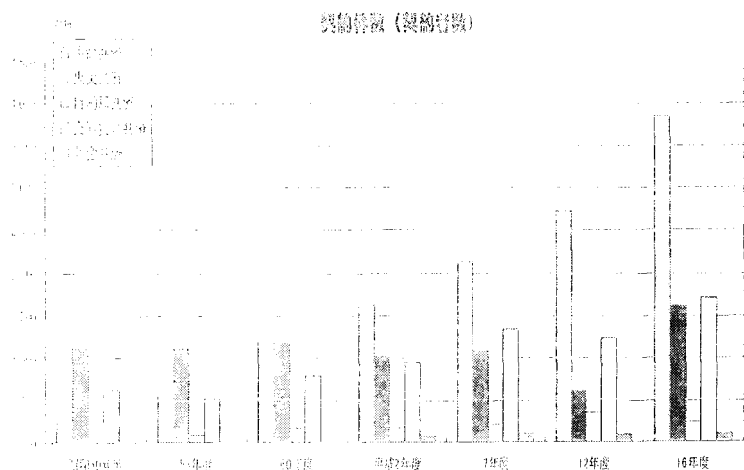


# 総論

# 共済制度の見直しの基本的考え方

## 共済事業の規模の拡大

(契約件数の増加、事業の複雑化等)



共済制度を  
取り巻く状況

## 他法の動向

(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は本年6月に改正済み)

## 契約者保護の必要性の指摘や 規制強化の要請

(金融審議会金融分科会第一部会報告書や  
生命保険協会からの規制改革要望)

契約者保護の観点から、その健全性を担保することは時代の要請

共済関係の規制整備は早急な対応が必要

- 消費生活協同組合法制定当時における共済事業は、厳密な計数に基づくものではなく、吉凶禍福に対する祝金、弔慰金、見舞金又は手当金の程度であったとされている。
- しかしながら、経済の成熟化に伴い、国民の特定の事故等に着目して共済金を支払う事業に対する要求が高まり、生命共済、火災共済などの厳密な保険数理に基づく共済が制度化されたことに始まり、その後になって年金共済が制度化されるなど、消費生活協同組合が実施する共済事業は多様性を増してきている。
- また、契約件数等の増加にみられるように、生協が実施する共済事業の規模は拡大している。
- このような中、他の協同組合法である農業協同組合法や中小企業等協同組合法においても、契約者保護の観点から、それぞれ平成16年、本年6月に改正が行われたところである。
- 一方、生協に関しては、資料4のとおり、共済事業に関する一定の規制が設けられているところであるが、共済事業の規模が拡大し、種類が多様化している現状にかんがみれば、現行の規制だけでは、すべての組合が共済事業の健全な運営を確保することは困難であると考えられる。
- このため、生協の実施する共済事業について、契約者保護のための規制の整備を行うことは時代の要請であり、早急な対応が必要であると考えられる。
- なお、検討を行う際は、生協が実施する共済事業の実態や生協の特質などを十分に考慮することが必要である。

## 共済(保険)制度に関する規制の各法比較

事 項	生 協 法	農 協 法	改正中協法(事業協同組合等)		保険業法	
			特定共済組合※	一般組合	保険会社	少額短期
1. 入口規制						
(1)最低出資金	×	○10億円(連合会) 1億円(単協)	○ 1千万円 (再共済3千万円)	×	○ 10億円	○ 1千万円
2. 健全性(内部の体力充実)						
(1)諸準備金の充実	○(種類少ない)	○	○	○	○	○
(2)共済計理人の活用	×(局長通知)	○	○	○	○	○
(3)共済事業とのリスク遮断	×	○	○	×	○	○
(4)健全性基準	×	○	○	×	○	○
3. 透明性(外部からの監視)						
(1)経営情報の公開の義務づけ	△(努力義務、公衆縦覧なし)	○	○	○	○	○
(2)外部監査	×	△	△	△	△	△
4. 契約締結時の契約者保護						
(1)共済推進時の禁止行為等	×(局長通知)	○	○	○	○	○
(2)共済代理店	×	○	○	○	×	×
(3)クーリングオフ	×	○	○	○	○	○
5. 破綻時の契約者保護						
(1)契約条件の変更	×	○	○(定款の範囲内)	○(同左)	○	×
(2)契約の包括移転	○(自賠償共済のみ)	○	○	○	○	○
(3)セーフティネット	×	×	×	×	○	×
6. 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施						
(1)共済金の最高限度の見直し	○	×	×	×	×	○ 1千万円
(2)保険代理	×	○	○	○	○	○
(3)資産運用	個別論点ペーパー参照					
(4)事業規約変更の手續の簡素化	×	○	△	△	○	○

※ 共済事業を実施する事業協同組合等であって、組合員数が1000人超(予定)のもの又は再共済事業等を実施する事業協同組合

# 生協の行う共済事業に対して措置を講じる場合の基本的枠組について

## 生協の共済事業と措置の現状

### 【共済事業の現状】

- 生協の共済事業は、農協と異なり、連合会が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っているものではなく、各消費生活協同組合が独自に共済事業を実施しているものも多い。
- 規模、事業内容も、見舞金的なものから、複雑かつ高度なものなど、多岐にわたっている。

### 【措置の現状】

- 組合員数の少ないものも含め、すべての組合に対し、健全な運営を確保するための一定の措置が導入されている。

## 他の制度共済の状況

- 農協法  
連合会が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っており、全ての共済事業に一律に規制措置を講じている
- 中協法(事業協同組合等)  
共済金額等に照らして契約者の保護を確保することが必要なもの以外は、規制の対象から外しているが、それ以外は一律に規制し、さらに特定の規制項目(兼業規制等)については、組合員数が一定規模(1000人超を予定)のものに上乗せで規制している。

以下のような基本的枠組にしてはどうか。

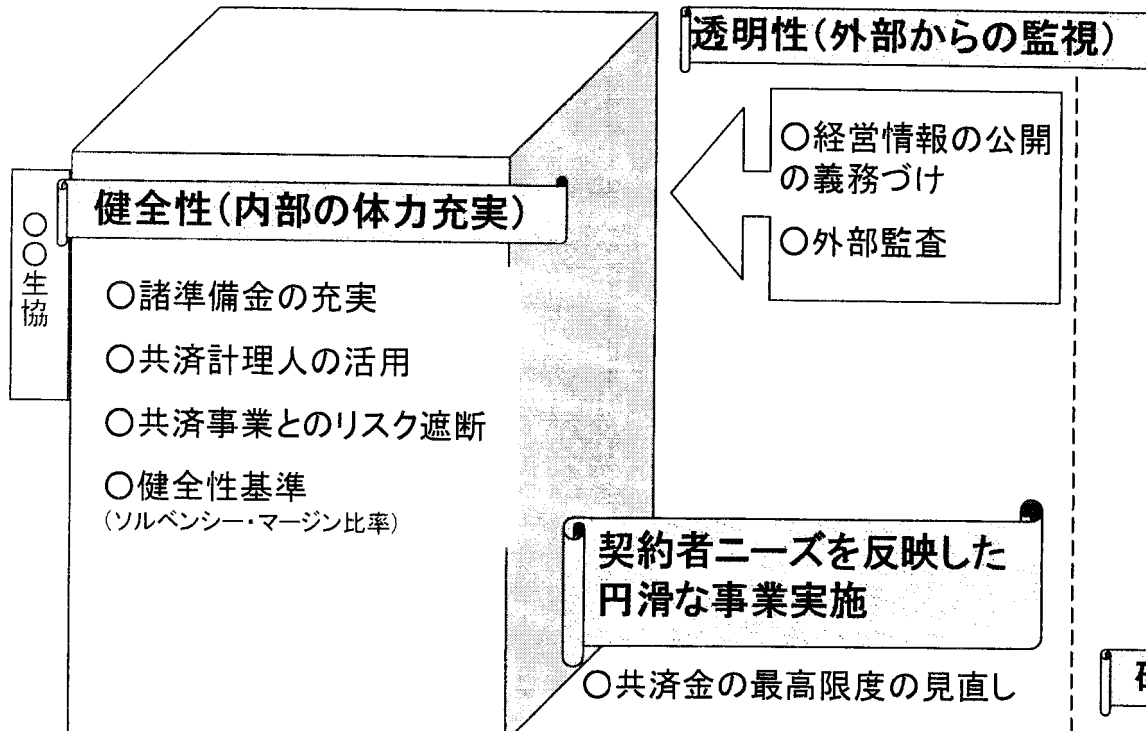
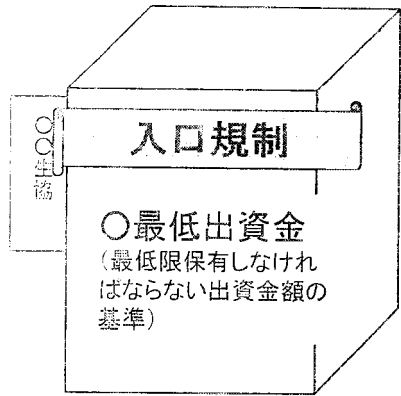
- これまでと同様、組合員数の少ないものも含め、一律に規制措置を講じることを基本とする。
- ただし、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合は、規制の対象から外すこととする。  
(現在は、共済金額5万円以下の共済事業については、共済事業規約の認可が不要とされている)
- 特定の項目については、消費者の相互扶助組織という生協の特質を損なわないよう、一定の組合について、さらに上乗せして措置を講じる。

# 共済制度をめぐる検討項目の位置づけ

共済事業開始

健全で適正な事業の実施

経営悪化時



契約締結時の契約者保護

- 共済推進時の禁止行為等
- 共済代理店
- クーリングオフ

破綻時の契約者保護

- 契約条件の変更
- 契約の包括移転
- セーフティネット

契約者

# 各 論

# 共済制度の見直しの論点

## 入口規制

### ○最低出資金

最低限保有すべき出資金額の基準を設定

## 健全性

### ○諸準備金の充実

積立が義務づけられる準備金の種類の拡充、利益準備金の積立割合の引き上げ

### ○共済計理人の活用

一定の組合については、共済計理人の選任や、責任準備金の積立や割戻しに関する関与を義務づけ

### ○共済事業とのリスク遮断

共済事業と他事業の兼業の禁止等

### ○健全性基準

行政監督上の指標(ソルベンシー・マージン比率)を設け、それを基に行政庁が経営の健全性を判断する制度の創設

## 透明性

### ○経営情報の公開の義務づけ

共済事業を行う組合の業務及び財産の状況に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけ

### ○外部監査

規模が一定以上の共済事業を行う組合については、外部の公認会計士や監査法人による監査を義務づけ

## 円滑な事業実施

### ○共済金の最高限度の見直し

現行制度で定められている共済金の最高限度のあり方を検討

### ○保険代理

共済事業を行う組合による保険代理業の実施

### ○資産運用

運用方法の範囲を広げると共に割合に関する規制の見直し

### ○事業規約変更の手続きの簡素化

事業規約変更の手続きについて、一部を簡素化

### ○職域組合における退職者の組合員資格

職域組合における退職者への組合員資格の付与

## 契約締結時の契約者保護

### ○共済推進時の禁止行為等

契約締結時の禁止行為等を定め、また、共済事業の健全な運営を確保するための措置を義務づけ

### ○共済代理店

共済代理店に関する規定を整備し、共済推進時等の禁止行為を適用

### ○クーリングオフ

## 破綻時の契約者保護

### ○契約条件の変更

事業継続が困難な組合における契約条件の変更や、行政庁による共済契約の解約に係る業務停止等の命令

### ○契約の包括移転

共済契約を他の共済事業実施組合に包括的に移転することを可能にする制度